

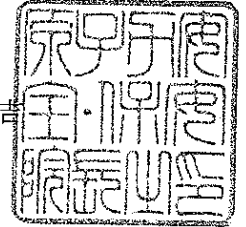
経 済 産 業 省

平成 18・05・26 原院第 6 号

平成 1 8 年 6 月 2 6 日

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の一部改正について

経済産業省原子力安全・保安院長 広瀬 研吉



主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（平成 1 7 年 3 月 2 8 日付け、平成 1 7 ・ 0 3 ・ 2 2 原院第 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

本改正は、平成 1 8 年 7 月 1 日から適用する。

○「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」（平成17年3月28日平成17-03-22原院第1号）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
主任技術者制度の解釈及び運用（内規） 電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第43条第1項の選任、法第43条第2項の許可、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第52条第2項の承認及び規則第52条第3項ただし書の承認について、下記のとおり解釈及び運用方針を定め運用することとする。 なお、平成15年10月1日付け「主任技術者制度の運用について（内規）」（平成15-09-11原院第1号）及び平成7年12月1日付け「ビル管理会社の電気主任技術者の選任について」（7公技第4号）は、廃止する。 記 1. 法第43条第1項の選任は、次のとおり取り扱うこととする。 (1) (略) (2) (1) ②の受託者が、当該自家用電気工作物の維持・管理の主体であって、当該自家用電気工作物について法第39条第1項の義務を果たすことが明らかな場合は、受託者を設置者とみなし、当該受託者（以下「みなし設置者」という。）が電気主任技術者の選任を行うことを認める。また、(1)の規定は、電気主任技術者を選任するみなし設置者に準用する。この場合において、(1)中「設置者」とあるのは「みなし設置者」と読み替えるものとする。 なお、この取扱いは、法第43条第2項の許可並びに規則第52条第2項及び第3項ただし書の承認についても、同様とする。 2. (略) 3. 規則第52条第2項の承認は、次の基準により行うものとする。 (1) (略) (2) 規則第52条の2第2号ニについては、保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障が生じないことを担保するため、保安管理業務の内容の適切性及び実効性について厳格に審査することとする。承認に当たっては、次に掲げる項目が満たされていることを要することとし、これらの項目については、法人の社内規程等に明確かつ具体的に規定されており、点検を含む保安管理業務の適切な実施に確実に反映されることが担保されていることを要することとする。 ① 保安業務従事者は規則第52条第2項の承認の申請に係る委託契	主任技術者制度の解釈及び運用（内規） 電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第43条第1項の選任、法第43条第2項の許可、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第52条第2項の承認及び規則第52条第3項ただし書の承認について、下記のとおり解釈及び運用方針を定め運用することとする。 なお、平成15年10月1日付け「主任技術者制度の運用について（内規）」（平成15-09-11原院第1号）及び平成7年12月1日付け「ビル管理会社の電気主任技術者の選任について」（7公技第4号）は、廃止する。 記 1. 法第43条第1項の選任は、次のとおり取り扱うこととする。 (1) (略) (2) (1) ②の受託者が、当該自家用電気工作物に応じて法第3章第2節に規定する当該自家用電気工作物を設置する者のすべての義務を果たすことが明らかな場合は、受託者を設置者とみなし、受託者若しくはその従業員又は(1)①の者から電気主任技術者の選任を行うことを認める。 2. (略) 3. 規則第52条第2項の承認は、次の基準により行うものとする。 (1) (略) (2) 規則第52条の2第2号ニについては、保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障が生じないことを担保するため、保安管理業務の内容の適切性及び実効性について厳格に審査することとする。承認に当たっては、次に掲げる項目が満たされていることを要することとし、これらの項目については、法人の社内規程等に明確かつ具体的に規定されており、点検を含む保安管理業務の適切な実施に確実に反映されることが担保されていることを要することとする。 ① 保安業務従事者は規則第52条第2項の承認の申請に係る委託契

改 正 後	改 正 前
約の相手方の法人（以下「法人」という。）の役員又は従業員であること。 ②（略） ③ 保安業務担当者は、保安管理業務以外の職務（電気工作物の保安に関するものを除く。）を兼務しないこと。 ④（略） （３）～（７）（略）	約の相手方の法人（以下「法人」という。）の従業員であること。 ②（略） ③ 保安業務担当者は保安管理業務以外の職務を兼務しないこと。 ④（略） （３）～（７）（略）
４．規則第５２条第３項ただし書の承認は、次の基準により行うものとする。 （１）電気主任技術者に係る規則第５２条第３項ただし書の承認は、その申請が次の要件に適合する場合に行うものとする。 なお、兼任させようとする事業場若しくは設備の最大電力が２，０００キロワット以上となる場合又は兼任させようとする事業場若しくは設備が６以上となる場合は、保安業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。 ① 申請に係る者が兼任する事業場が次のいずれかに該当すること。 イ 申請に係る者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者の事業場 ロ 申請に係る者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者の親会社又は子会社である者の事業場 ハ 申請に係る者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者と同一の親会社の子会社である者の事業場 ②～④（略） （２）（略） （３）ボイラー・タービン主任技術者（規則第５２条第１項の表第５号の事業場に選任されるものに限る。）に係る規則第５２条第３項ただし書の承認は、次の要件に適合する場合に行うものとする。 ① 申請に係る者が兼任する事業場は２以下とすること。ただし、兼任する事業場が既に選任されているものと同一の又は隣接する構内にある場合は、この限りでない。 ② 申請に係る者が、第１種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第２種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けていること。 ③ 申請に係る者が兼任する事業場は、申請に係る者が常時勤務する事業場から３０分以内に到達できるところにあること。ただし、申請に係る者が兼任する事業場の発電設備が休止中（事業場内の全ての発電設備が運転を停止し、かつ、事業場内に発電のための燃料が残されていない状態をいう。④において同じ。）であって、運転	４．規則第５２条第３項ただし書の承認は、次の基準により行うものとする。 （１）電気主任技術者に係る規則第５２条第３項ただし書の承認は、その申請が次の要件に適合する場合に行うものとする。 なお、兼任させようとする事業場若しくは設備の最大電力が２，０００キロワット以上となる場合又は兼任させようとする事業場若しくは設備が６以上となる場合は、保安業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。 ①～③（略） （２）（略） （３）ボイラー・タービン主任技術者に係る規則第５２条第３項ただし書の承認は、次の要件に適合する場合に行うものとする。 ① 申請に係る者が、第１種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第２種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けていること。 ② 申請に係る者が兼任する事業場が、既に選任されているものと同一の又は隣接する構内にあること。

改 正 後	改 正 前
再開を目的とする工事、点検等が開始されるまでの期間については、2時間以内に到達できる場所にあればよいものとする。 ④ 申請に係る者が兼任する事業場には、発電設備の工事、維持及び運用に関する保安を確保するための体制が整備されているとともに、必要な事項をボイラー・タービン主任技術者に連絡する責任者が選任されていること。ただし、申請に係る者が兼任する事業場の発電設備が休止中であって、運転再開を目的とする工事、点検等が開始されるまでの期間については、この限りでない。	